

学校法人 学文館

上 武 大 学

公的研究費等の取扱い並びに公正な研究活動の推進に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、上武大学（以下「本学」という。）における研究費等（以下「研究費等」という。）の取扱いに関して、責任ある研究費等の運営及び管理するために必要な事項を定めること、並びに本学における公正な研究活動の推進のために必要なことを定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究費等の運営及び管理並びに研究倫理教育の実施については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において、研究費等の範囲は、次のとおりとする。

- 一 各省庁から配分される競争的資金（各省庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）
- 二 地方公共団体からの助成金及び補助金
- 三 寄附金（助成団体等からの助成金を含む。）
- 四 受託研究費、共同研究費

2 この規程において「部局」とは、各学部、大学院研究科、財務部及び大学本部をいう。

3 この規程において「研究者等」とは、本学に雇用されている者のうち、研究活動に従事する教職員、または携わっている教職員をいう。

(研究者の責務)

第4条 研究者等は責任をもって研究費等を使用し、不正使用を行ってはならない。また、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、第5条第2項第2号に定める不正使用に関わるコンプライアンス教育、および第6項に定める研究倫理教育を受講しなければならない。

3 研究者等は、自らが行った研究の成果について、第3者による検証を可能とするように、検証に必要なデータを記録その他の資料を5年間保存し、必要な場合にはこれを開示しなければならない。

(責任と権限)

第5条 本学は、組織として研究費等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、部局責任者を、公正な研究活動の推進のために研究倫理教育責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学長をもって充てる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を有し、事務局長をもって充てる。業務は統括責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行う。
 - 一 事故の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。
 - 二 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - 三 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 5 部局責任者は、各部局における研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を有し、各部局の長をもって充てる。
- 6 研究倫理教育責任者は、研究活動における不正行為の防止を図るために、教職員に対する研究倫理教育を実施する責任と権限を有し、各部局の長をもって充てる。業務は次の各号のように定める
 - 一 研究者等を対象に、定期的に研究倫理教育を実施すること。
 - 二 本学における学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底するために、学生に対する研究倫理教育を実施するように、各教員に要請すること。
- 7 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、部局責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って研究費等の運営及び管理や公正な研究活動の推進を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(相談窓口等の設置)

第6条 本学は、研究費等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、大学本部総務課及び各学部総務課に設置する。
- 3 相談窓口は、本学における研究費等に係る使用ルール・事務処理手続に関する問い合わせに誠意をもって対応し、本学における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(不正防止計画の策定)

第7条 財務部長は、研究費等を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するために、不正防止計画を策定しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施報告)

第8条 財務部長は、不正防止計画の策定が完了したときは、統括管理責任者に報告する

ものとする。

- 2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、本学全体に起因するものと各部局に特有のものに分類し、その実施について、部局責任者に対し改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定を基に、違法行為や不正が行われないように組織体制をつくり、適正に運営及び管理を行うものとする。

(組織体制)

第9条 本学の研究費等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する不正防止計画推進室を設置する。

- 2 不正防止計画推進室に室長を置き、財務部長をもって充てる。
- 3 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 室長
 - 二 事務長、総務課長、経理課長
 - 三 その他、室長が指名する者
- 4 不正防止計画推進室は、不正防止計画の推進にあたり、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 研究費等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - 二 その他不正防止計画の推進にあたり必要な事項に関すること。
- 5 不正防止計画推進室の事務は、関係部の協力を得て、大学本部において処理する。
- 6 その他不正防止計画推進室について必要な事項は別に定める。

(研究費等の適正な運営・管理活動)

第10条 研究費等の適正な運営及び管理活動を図るため、第6条で策定した不正防止計画を着実に実施することにより、適正な研究費等の使用を図る。

(不正使用または不正行為に対する通報)

第11条 何人も、研究費等の不正使用(法令、その他本学又は資金配分主体が定めた規程等に反する研究費等の使用をいう。以下同じ。)の疑いまたは研究活動における不正行為の疑いを発見したときは、氏名を明らかにすることを原則として、電話・電子メール・FAX・書面・面会により、不正使用または不正行為が疑われる教職員の不正使用又は不正行為の態様等を通報するものとする。

- 2 前項の定める通報(告発)を受け付ける窓口は大学本部総務課とする。
- 3 通報を受けた場合は、速やかに最高管理責任者へ報告するものとする。
- 4 通報窓口の運営にあたっては、通報者(告発者)・被告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

(監査体制)

第12条 内部監査部門は、第8条第3項に掲げる者が行い、実効性のある監査を実施する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究費等の取扱い並びに研究活動における不正行

為に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 16 日から施行する。